議題３

政策会議付議事案書（令和７年１１月１４日）

提案課名　農業振興課

報告者名　久保田　勝之

事案名	有害鳥獣の捕獲に係る支援の拡充について	資料　有
目的・必要性	本市では、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、秦野市農業協同組合（以下「農協」という。）が主体となり、本市や農業者を構成員とした秦野市有害鳥獣対策協議会（以下「協議会」という。）を設置し、有害鳥獣対策を担っています。 この協議会を構成する農業者が設置した罠等により捕獲した成獣のニホンジカやイノシシは、捕獲者自身が埋設などの処分を担うため、有害鳥獣捕獲報奨金（以下「報奨金」という。）として、罠の設置から処理に至るまで１頭当たりの経費の半分となる 7,000 円が、協議会から農業者へ補助されています。なお、報奨金の原資として、国から協議会へ鳥獣被害防止総合対策交付金が交付されています。 この補助額について、罠の設置や日常的な見回りなどの管理から、捕獲時の止め刺しや適正処理など、実際の作業負担との乖離が大きく、農協から提出された令和７年度予算に関する要望書では、止め刺しから処理に係る経費を実態に即した金額に増額（１頭当たり 10,000 円）するように国へ働きかけること、令和８年度予算に関する要望書では、補助金の不足分について市の補助による支援が求められました。 有害鳥獣の捕獲は、営農環境の維持だけでなく、人里に現れる鳥獣を抑制し、市民への突発的な被害を未然に防ぐ効果もあることから、適切な捕獲・処分体制の維持が求められます。 安定した捕獲・処分体制の継続には、安全性の確保や費用対効果の面から罠を用いた捕獲が基本となり、その実務を担う農業者の協力が不可欠となりますが、過去 20 年間で農業者は半減しており、今後も減少が見込まれる状況にあります。 農業者の捕獲意欲の維持を図り、捕獲した鳥獣の適切な処分を担保するためには、農協が要望する、止め刺しから処理に係る経費だけでなく、設置や管理に係る経費についても支援が必要です。 そこで、国が定める経費 14,000 円を上限とし、近隣自治体との均衡も考慮した上で、差額の 7,000 円を農業者へ支給できるよう、「秦野市農業振興補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」の一部を改正し、新たに協議会に対する補助事業を設けるものです。	
経過・検討結果	令和６年８月13日　農協から市へ2025年度（令和７年度）農林業施策・予算に関する要望の提出（報奨金の増額が新規要望） 令和７年７月31日　農協から市へ2026年度（令和８年度）農林業施策・予算に関する要望の提出（報奨金の増額が継続要望）	

決定等を要する事項	有害鳥獣の捕獲に係る支援の拡充を図るため、要綱を次のとおり改正すること。 １　「資金援助事業」に「鳥獣被害捕獲報奨金補助事業」を新設すること 協議会を事業主体とし、農作物の被害防止のために実施する有害鳥獣の駆除のうち、捕獲した成獣のニホンジカやイノシシの処分に要する経費として、１頭当たり7,000円を支給すること。
今後の取扱い	令和８年４月以降　　改正要綱の施行 交付申請期限・概算払い

資料１

有害鳥獣の捕獲報奨金の増額について

令和７年１１月１４日
農業振興課

１　本市の鳥獣被害対策について

（1）　市の鳥獣被害対策と農業の現状について

市内における鳥獣対策としては、総合計画前期基本計画のうち、基本施策「持続可能な都市農業の推進」の中で示すとおり、「環境整備」「防除」「捕獲」の３本柱を総合的に実施しており、「捕獲」については秦野市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）による銃器駆除のほか、秦野市農業協同組合（以下「農協」という。）が主体となった罠による捕獲を実施している。

このうち、罠による捕獲は、市内での鳥獣捕獲数の８割以上を占める、核となる手法となっているが、罠の設置や日常的な見回りなどの管理は設置する農業者が担っており、その負担の上で捕獲体制が成り立っている状況にある。

一方で、直近の農林業センサスによると、本市における基幹的農業従事者※数は令和２年に 720 人と、ピークであった平成 17 年の 1,398 人から半減しており、この傾向は今後も続くと想定され、担い手不足が加速している現状にある。

また、令和 2 年の年齢構成では、60 歳以上の農業者は 626 人（86.9%）となり、高齢化が著しい状況にある。

※基幹的農業従事者：主として自営農業に従事している者

（2）　農林業への被害防止に係る施策について

本市では、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（鳥獣被害防止特措法、平成 19 年法律第 134 号、以下「法」という。）に基づき、鳥獣による農林業への被害防止に係る施策として、主に実施隊が行う駆除活動の支援や地区生産組合が管理する地域防護柵の設置支援などを実施している。

本施策には、農林水産省が所管する鳥獣被害防止総合対策交付金（以下「交付金」という。）が活用できることから、その活用に必要な実施計画の主体として、秦野市農業協同組合（以下「農協」という。）が事務局となった秦野市有害鳥獣対策協議会（以下「協議会」という。）を設置しており、本市は協議会の構成員として、同じ構成員である農業者と連携して実務を担っている。

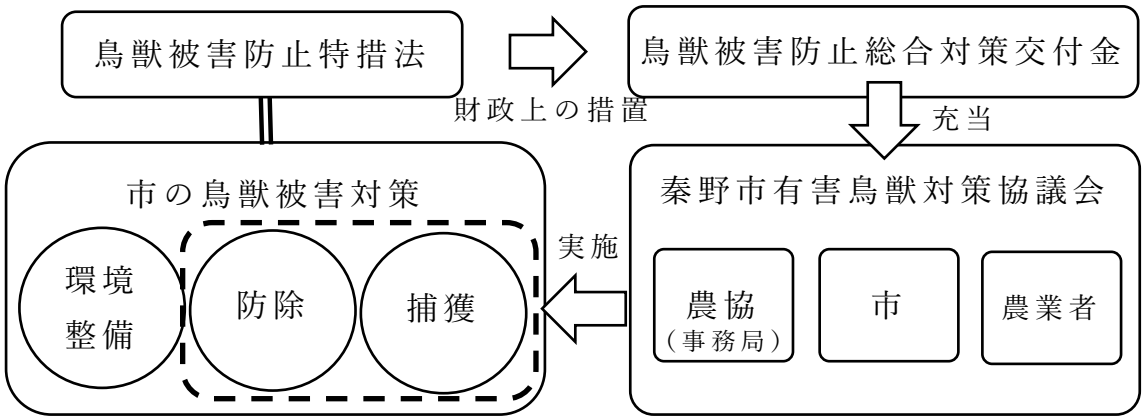

2　有害鳥獣捕獲報奨金について

協議会の構成員である農業者は、罠の設置、見回りや草刈りなどの日常の管理、捕獲した有害鳥獣の処分（食肉加工又は埋設）まで一連の作業について責任を持つこととなる。

このような農業者の負担を踏まえ、多くの自治体等において、「有害鳥獣捕獲報奨金（以下「報奨金」という。）」の形で農業者へ金銭補助を行っていることを勘案し、国は交付金実施要領において報奨金を交付対象とし、経費の概ね半分相当となる1頭当たり 7,000 円を上限に交付している。

これを根拠とし、成獣のニホンジカやイノシシ（以下「大型鳥獣」という。）を処分した農業者に対して協議会から支払われる報奨金の原資として、交付金が充当されている。

3　有害鳥獣捕獲報奨金の増額理由

(1)　農業者の負担の拡大

前述のとおり、基幹的農業従事者の減少が続く中、捕獲頭数自体は減少していないことから、個々の農業者の負担が相対的に増えている。

適正な処理の継続は営農環境の維持だけでなく、人里に現れる鳥獣を抑制し、市民への突発的な被害を未然に防ぐ効果もあることから、作業負担相当分の支援により農業者の捕獲意欲の維持が必要である。

(2)　農林業施策・予算に関する要望について

農協では、農業者から市への要望等を集約し、例年7月末頃に市の翌年度における農林業施策や予算に対する要望書を提出している。

令和７年度予算への要望から、国の報奨金支援額が処分にかかる経費の実態（大型鳥獣１頭当たり 10,000 円）に即しておらず、国に増額を働きかけてほしいとの要望が新たに提出され、８年度予算への要望書においては、市の補助による支援が求められている。

なお、農協からの要望額については、県公共工事設計労務単価をもとに、止め刺し作業から食肉加工又は埋設作業までを試算し、妥当な金額であると判断した。

(3)　近隣自治体の状況

広域行政の協議会において、鳥獣対策で連携する７自治体（厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村（県央やまなみ協議会）、松田町、中井町、大井町（１市３町広域行政連絡協議会））のうち、愛川町と松田町を除く５自治体において、有害鳥獣捕獲報奨金に対して自治体予算での上乗せが行われており、制度のない愛川町を除いた自治体による農業者への支払い額は、20,000 円が最も高く、平均は 11,667 円であった。

(4)　結論

農業者の減少が続く中、捕獲した鳥獣の適切な処分を担保するためには、農協が要望する止め刺しから処理に係る経費だけでなく、設置や管理に係る経費についても支援が必要であることから、近隣自治体との均衡も考慮し、国の捕獲報奨金上限額 7,000 円から算出される経費である 14,000 円のうち、差額となる 7,000 円について、市から協議会を介して農業者へ支給するもの。

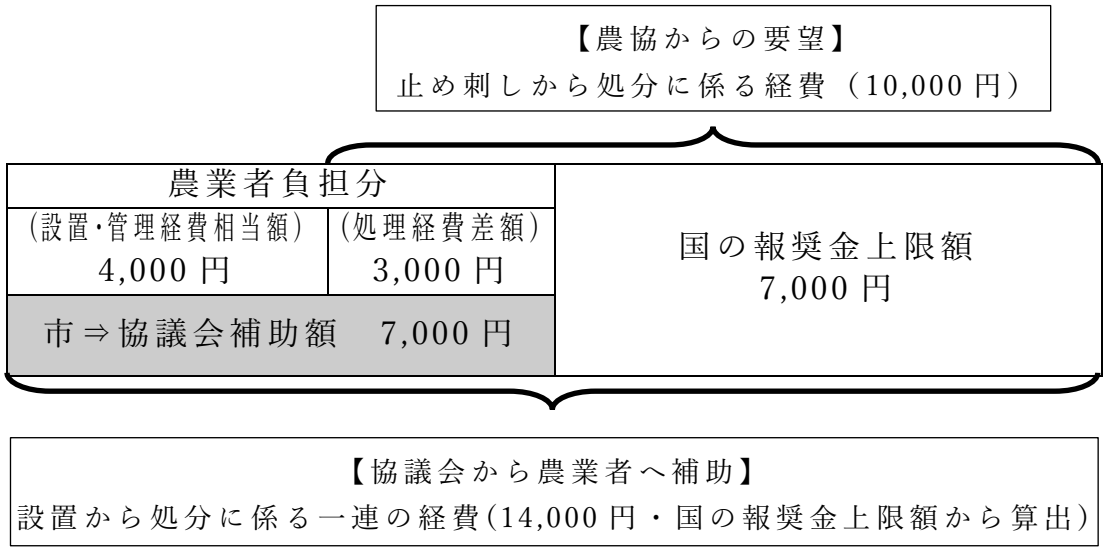

なお、農業者の高齢化・減少が進む中、国の動向を注視し、支援の拡充等がある場合は補助を見直すもの。

4　法的担保

(1)　支出根拠

秦野市農業振興補助金交付要綱（平成９年６月１日施行）の一部を改正し、別表第１「資金援助事業」に「鳥獣被害捕獲報奨金補助事業」を新設

(2)　改正内容

別表に以下を新設するもの。

ア	補助対象事業	鳥獣被害捕獲報奨金補助事業
イ	実施主体	秦野市有害鳥獣対策協議会
ウ	補助対象経費	農作物の被害防止のため実施する有害鳥獣の駆除のうち捕獲した成獣のニホンジカ又はイノシシの処分に要する経費
エ	補助率等	１頭当たり 7,000 円
オ	変更する事項	なし
カ	申請書添付書類	事業計画書、収支予算書
キ	申請書提出期限	６月末日
ク	支払形態	概算払

(3)　施行期日

令和８年４月１日

5　予算額（案）

490,000 円（7,000 円×70 頭）

資料２

１　秦野市鳥獣被害防止総合対策交付金事業実施計画における鳥獣捕獲頭数

	ニホンジカ	イノシシ	合計	
R4	18	22	40	
R5	31	23	54	
R6	28	23	51	
R7（計画）	30	26	56	…A

※農協が実施計画を策定し、交付申請しているもの。

※R7のみ計画値。

※当該実績は、農協が設置する罠で捕獲した鳥獣のうち、ジビエ活用していないものを計上。

２　捕獲鳥獣数（ジビエ利用）の推移（９月末時点）

	ニホンジカ	イノシシ	合計	
R6	46	14	60	
R7	63	18	81	
R7前年比伸率	27.0%	22.2%	25.9%	…B

※現時点での市内全体の捕獲鳥獣数については、農協集計数が不明であるため算出不可。

※上記のうち、一定の量をジビエ化処理していることから、その頭数からトレンドが得られると判断した。

A×（1＋B）≒70頭と推計したもの。

資料３

有害鳥獣捕獲報奨金　近隣自治体動向

令和7年11月6日

農業振興課

広域行政	自治体名	捕獲報奨金額			備考
		国交付金	市町村上乗せ分	合計	
やまなみ	厚木市	0円	20,000円	20,000円	
	伊勢原市	7,000円	3,000円	10,000円	
	愛川町	0円	0円	0円	制度がないため、除外
	清川村	7,000円	8,000円	15,000円	
1市3町	松田町	7,000円	0円	7,000円	
	中井町	7,000円	3,000円	10,000円	
	大井町	7,000円	1,000円	8,000円	
	平均額	5,833円	5,833円	11,667円	

※ 大型鳥獣による被害が大きく、広域行政協議会で連携する自治体を選定したもの。
各自治体とも、国交付金の受け皿となる協議会を設立している。
各自治体は、協議会に市町村上乗せ分として補助金を支給し、協議会は国交付金と市町村上乗せ分を合わせ、捕獲者に報奨金を支給している。
厚木市に関しては協議会を設立しておらず、市から直接捕獲者に報奨金を支給している。

資料４

○秦野市農業振興補助金交付要綱（案）

平成９年６月１日
施行

（趣旨）

第１条　この要綱は、園芸作物及び畜産物の計画的な生産並びに産地体制の整備等を促進し、農業生産の総合的な振興を図るため、秦野市補助金交付規則（昭和５３年秦野市規則第２号。以下「規則」という。）第１９条の規定により、農業振興に関する補助金の交付について、必要な事項を定める。

（事業主体）

第２条　この要綱において、補助金の交付を受けることができるもの（以下「事業主体」という。）は、別表第１及び別表第２の事業主体の欄に掲げるもので、市税等を完納しているものとする。

（補助対象事業等）

第３条　補助の対象とする事業は、別表第１に掲げる資金援助事業及び別表第２に掲げる施設設置補助事業とする。

２　補助の対象とする経費、補助率等は、別表第１及び別表第２のそれぞれ補助対象経費又は補助率等の欄に掲げるとおりとする。

３　補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。ただし、別表第１に掲げる事業のうち、認定農業者育成事業、東日本大震災農業生産対策事業、経営所得安定対策事業及び多面的機能支払事業については、補助金の額に１円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

４　同一事業主体に対する施設設置補助事業に係る補助金は、その補助金を受けて設置した施設又は購入した機械の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）を経過した後でなければ交付しないものとする。

（交付申請書の提出期限等）

第４条　規則第４条に規定する補助金交付申請書の提出期限及び添付書類は、別表第１及び別表第２のそれぞれ申請書提出期限及び申請書添付書類の欄に掲げるとおりとする。

（交付条件）

第５条　この要綱において、補助金の交付を受けようとするものは、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1)　補助事業等の内容又は経費について別表第１及び別表第２の変更する事項の欄に掲げる変更をするときは、事前に承認を受けるものとする。

(2)　補助事業等を延期し、中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに承認を受けるものとする。

（補助金の支出）

第６条　補助金は、その性格により、前払、精算払又は概算払により支出するものとし、その補助金ごとの支出の区分は、別表第１及び別表第２の支出形態の欄に掲げるとおりとする。

（変更申請の添付書類）

第７条　第５条第１号又は第２号の規定により承認を受けようとするときは、規則第８条第１項に規定する事務事業計画変更申請書を提出するものとする。

（事業実績報告の提出期日等）

第８条　規則第１３条第１項に規定する事業実績報告書は、その補助事業等に係る経理事務を含む全ての処理が完了した日又は交付の決定に係る市の会計年度が終了した日の翌日から起算して３０日以内の日のいずれか早い日までに提出するものとする。

２　前項に規定する事業実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1)　事業実績書

(2)　収支決算書

(3)　経費の配分実績

(4)　施設の配置に当たっては、精算設計図書及び工事請負契約書の写し並びにその完成写真

（利用実績の報告）

第９条　施設設置補助金の交付を受けた事業主体は、設置施設の完成年度又は機械を購入した年度から５年間、毎年４月３０日までに利用実績書を提出するものとする。

附　則

（省　略）

別表第１（第２条―第６条関係）

資金援助事業

補助対象事業	事業主体	補助対象経費	補助率等	変更する事項		申請書添付書類	申請書提出期限	支出形態
				経費の配分の変更	事業内容の変更			
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
有害鳥獣対策事業	秦野市農業協同組合	農作物の被害防止のため実施する有害鳥獣の駆除に要する経費	全額	補助対象経費の２０％を超える配分変更	事業量の２０％を超える減少	事業計画書 収支予算書	６月末日	精算払

鳥獣被害捕獲報奨金補助事業	秦野市有害鳥獣対策協議会	農作物の被害防止のため実施する有害鳥獣の駆除のうち捕獲した成獣のニホンジカ又はイノシシの処分に要する経費	１頭あたり7,000円			事業計画書 収支予算書	６月末日	概算払
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）

別表第２（第２条―第６条関係）

施設設置補助事業

（省略）

資料５

２０２６年度（令和８年度）農林業施策に関する要望　（抜粋）

令和８年度要望事項	令和８年度要望事項の説明	備　考
３．営農環境整備対策 （5）鳥獣被害対策及び病害虫防除対策 ⑥　有害鳥獣の捕獲活動経費に対する補助金の不足分を市から補助できるよう支援をお願いしたい。	「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく、鳥獣被害防止総合対策交付金についてシカ・イノシシを埋設処理する場合の経費補助は現在上限単価が一頭 7,000 円です。しかし、実際には一頭 10,000 円程の経費が掛かり、十分な補助とは言えないため不足額に相当する額の市による補助が必要です。	新規要望